



2007年2月2日 第2007-30号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp



労働条件分科会

労働時間法制・労働契約法「法案要綱」答申

本日、厚生労働省の労働政策審議会・労働条件部会は、1月25日に厚生労働大臣から諮問された労働時間法制・労働契約法「法案要綱」(政策ニュース26号・別添の資料参照)について答申しました。

答申は下記のとおり、労働側・使用者側それぞれの意見がつけられています。分科会では、労働者代表委員の小山副書記長が、重ねて自己

管理型労働制(日本版ホワイトカラーイグゼンブション)には反対であると強く意見を述べました。また使用者代表委員からは「自己管理型労働制は幅広く適用できるようにすべき」「割増率引上げには反対」という意見がありました。

今後、政府及び国会がどのように取り扱うか予断を許さない状況です。引き続き反対の声を強めていかなければなりません。

「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」について

本分科会は下記のとおり報告する。

1. 要綱については、以下の意見のあった事項を除き、おおむね妥当と考える。
2. 労働者代表委員から、要綱第三の自己管理型労働制について、すでに柔軟な働き方を可能とする他の制度が存在すること、長時間労働となるおそれがあること等から、新たな制度の導入は認められない、要綱第四の企画業務型裁量労働制について、二重の基準を設定することは問題であり、また、対象者の範囲を拡大することとなるので、見直しを行うことは認められないとの意見があり、使用者代表委員から、要綱第一の時間外労働について、割増賃金の引き上げは、長時間労働を抑制する効果が期待できないばかりか、企業規模や業種によっては企業経営に甚大な影響を及ぼすので引き上げは認められないとの意見があった。

「労働契約法案要綱について」

本分科会は下記のとおり報告する。

要綱については、おおむね妥当と考える。